

平成 27 年度東浦町子育て世帯臨時特例給付金支給事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、平成 27 年 4 月 13 日雇児発 0413 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「平成 27 年度子育て世帯臨時特例給付金支給要領」（以下「支給要領」という。）に基づき、消費税率の引上げの影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的な給付措置として実施する子育て世帯臨時特例給付金の支給事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第 2 条 子育て世帯臨時特例給付金（以下「給付金」という。）の支給の対象となる者は、支給要領第 1 に規定する支給対象者（以下「支給対象者」という。）とする。

(給付金の支給等)

第 3 条 町は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、給付金を支給する。

2 支給する給付金の額は、対象児童（支給要領第 2 に規定する対象児童をいう。以下同じ。） 1 人につき 3 千円とする。

(申請の受付期間)

第 4 条 給付金の申請の受付期間は、平成 27 年 6 月 1 日から同年 12 月 1 日までとする。ただし、町長がやむを得ないと認めるときは、平成 28 年 2 月 29 日まで申請を受け付けるものとする。

(申請及び支給の方法)

第 5 条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、支給要領第 4 の 1 の規定に基づき、子育て世帯臨時特例給付金申請書（請求書）（以下「申請書」という。）により申請を行うものとする。

2 給付金の申請及び支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行うものとする。ただし、第 3 号に掲げる申請方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第 1 号及び第 2 号に掲げる方式による給付が困難な場合に限り行う。

(1) 郵送申請方式（申請者が申請書を郵送により町に提出し、町が申請者の児童手当に係る振込口座（申請者が公務員の場合にあつては、申請者が指定した金融機関の口座）に振り込む方式をいう。）

(2) 窓口申請方式（申請者が申請書を町の窓口に出し、町が申請者の児童手当に係る振込口座（申請者が公務員の場合にあつては、申請者が指定した金融機関の口座）に振り込む方式をいう。）

(3) 窓口現金受領方式（申請者が申請書を郵送により、又は町の窓口において提出し、町が当該窓口で現金を交付することにより給付する方式をいう。）

3 申請者は、給付金の申請に当たり、必要に応じて、公的な身分証明書の写しその他町長が必要と認める書類を申請書に添付しなければならない。

(代理による申請)

第6条 申請者の代理として前条の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者及び対象児童が児童手当法（昭和46年法律第73号）第3条第3項に規定する施設入所等児童である場合にあっては、当該児童が入所する施設の長又は当該児童の里親（児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する里親をいう。）とする。

（支給の決定）

第7条 町長は、第5条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、支給対象者と認める者に給付金の支給決定を通知し、及び給付金を支給し、又は支給対象者と認められない者に給付金の不支給決定を通知するものとする。

（給付金の支給等に関する周知）

第8条 町長は、子育て世帯臨時特例給付金支給事業を実施するに当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請の受付期間等の事業の概要について、広報その他の方法により周知を行うものとする。

（申請が行われなかった場合の取扱い）

第9条 町長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第4条の申請の受付期間までに第5条の申請が行われなかった場合は、当該支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 町長が第7条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備により振込不能等があった場合で、町が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第10条 町長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給した給付金の返還を求めるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第11条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、子育て世帯臨時特例給付金支給事業の実施に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月13日から施行する。